

仕 様 書

この仕様書は公益財団法人浜松市医療公社（以下「公社」という。）の一般廃棄物収集運搬処理業務の遂行に運用するもので、受託者は本仕様書に定めるところにより、安全かつ確実に業務を行うこと。

1 件名

公益財団法人浜松市医療公社の一般廃棄物収集運搬処理業務

2 一般的事項

(1)受託者としての責務

受託者は、善良な管理者の注意をもって公社の指示のもと仕様書に記載された業務の実施にあたること。善良な管理者とは、業務の完了及びその過程のすべてにおいて最良な品質に最善を尽くすことであり、仕様書はその最低限の定めと理解し業務を行うこと。なお、以下の点も公社の指示に基づき行うものとする。

- ① 履行期間中は関係諸法令を遵守し安全に配慮すること。
- ② 本仕様書を熟読しその目的を十分理解し業務を進めること。ただし、完了した業務がその目的にそぐわない場合は、すべて請負業者の責任において改善措置等の措置を講じ、結果を公社に報告すること。
- ③ 善良な管理者の注意をもって業務を行わない場合及び仕様書について理解違いを行った場合は、公社より指導する場合がある。

(2)本仕様書、業務内容等について疑義が生じた場合及び本仕様書に明記していない事項については、受託者は公社と協議を行うこと。受託者は、善良な管理者の注意をもって公社と問題解決に当たること。

(3)本業務を行うに当たって受託者は、良好な環境衛生の維持と保全に努め、誠意と責任を持って遂行すること。また、関係諸法令等を遵守し、労働関係（労働基準他）及び安全衛生（危険防止他）等の管理に万全を期し、公社に勤務する職員及び開業医等関係各所に対して、言語・態度に注意し不快感を与えないよう親切・丁寧を旨とするとともに品位の保持に努めること。

(4)本業務において知り得た事項を他に漏洩、無断で複写、転写、または他の目的に使用してはならない。業務完了後も同様とする。

(5)本業務の履行に際し、施設又は物品等を滅失、毀損した場合は直ちに公社に報告するとともに、受託者の負担と責任において現状回復すること。

3 業務の履行体制

(1)受託者は、2025年4月1日から業務可能であるよう体制整備を行うとともに、落札後速やかに公社と勤務形態等について調整を行うこと。また、当該業務を行う者は受託者との間で労働契約又は雇用契約を締結している者であり、かつ必要な教育を終えているものであること。

(2)公社は、上記(1)の調整を行う際の資料として、在籍証明書、良好な健康状態を証明できる書類等を落札後に提出を求めることができる。履行期間中に変更があった場合も同様とする。

(3)受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。不可抗力により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

4 履行期間等

(1)履行期間は 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

5 収集運搬を行う一般廃棄物の種類、回収場所、処分搬入先等

種類	一般廃棄物（可燃物）、厨房廃棄物
回収場所	浜松医療センター旧病棟 浜松医療センター新病棟 あゆみ保育園
処分方法	焼却
回収日	月曜日から日曜日 365日/年 ※ただし、旧病棟の可燃ごみについては、廃棄状況に応じて日数を調整することを可能とする。 あゆみ保育園は月～金とする。
想定排出量	浜松医療センター旧・新棟 可燃物 24,000Kg/月 厨房廃棄物 6,000 kg/月 あゆみ保育園 550kg/月

6 対価の支払等

(1) 受託者は、毎月 10 日までに前月に処理した委託業務に係る実績報告書及び契約金額支払請求書を公社に提出するものとする。

公社は、前項の実績報告書及び契約金額支払請求書が正当であると確認のうえ、当月の末日までに受託者に対し請求金額（前月分実績）を支払うものとする。

7 その他

(1)その他疑義がある場合は、公社へ照会すること。

(2)本仕様に定めのない事項については、公社の指示に従うこと。